

現場代理人の兼務に関する取扱い

〔財 第 9 1 号〕 制定
令和3年3月30日
令和4年12月21日 改正

現場代理人の常駐義務の緩和について、以下のとおり一定基準を満たす2件の工事の兼務を認めるもの。

1 対象工事

以下の基準を全て満たす場合は、2件の工事の現場代理人を兼務できるものとする。

ただし、諸経費を一体のものとして合併入札又は随意契約する複数の工事は、これらを1件の工事として扱うものとする。

- ア 当初請負金額（税込）が4,000万円（建築一式の場合8,000万円）未満の工事であること。
- イ 低入札価格調査制度の調査基準価格に満たない価格をもって契約した工事でないこと。
- ウ 工事場所が市内又は相互の間隔が10kmの範囲内にあること。
- エ 特記仕様書等により発注者が現場代理人の兼務を認めている工事であること。（国、県等の他発注機関が兼務を認めている公共工事との兼務を可能とする）。

2 兼務の条件

- (1) 受注者は、現場代理人を兼務させる各々の工事の連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に常駐させ発注者との連絡に支障を生じさせないこと。
- (2) 現場代理人は、一方の工事に偏ることなく、適切に工事現場の運営、取締りを行うこと。

3 手続

- (1) 受注者は、現場代理人を兼務させようとする場合は、「現場代理人の兼務届」に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付し、それぞれの発注者に提出すること。
- (2) 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、「現場代理人の兼務届」の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

4 施行時期

令和5年1月1日以降に公告、指名通知等を行う工事から適用する。

ただし、契約締結済又は入札契約中の工事であっても、1の基準を全て満たし、発注者が兼務を認めた工事（工事打合簿等書面によること）については適用できるものとする。